

# 京都大学技術士会 会則

平成25年3月30日制定(設立準備会)  
平成26年9月6日改正(第2回役員総会)  
平成31年3月12日改正(第1回役員総会メール審議)

## 名称

### 【第1条】

本会は、京都大学技術士会と称する。

## 目的

### 【第2条】

本会は、会員相互の交流と親睦を図り、併せて、京都大学の発展を期し、これらに貢献することを目的とする。

## 事業

### 【第3条】

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 京都大学の学生、職員、卒業生に対する技術士資格の取得支援
- (2) 会員の継続研鑽のための講演会、研究会、見学会、交流会の運営
- (3) 京都大学が行なう事業への協力
- (4) 京都大学同窓会の他資格団体、他大学技術士会等との連携による公益事業
- (5) その他本会の目的に沿った事業

## 会員

### 【第4条】

本会の会員は、次の各項に掲げる個人で、本会の趣旨に賛同するものとする。

#### 1. 正会員は次号に掲げる個人とする。

- (1) 京都大学の学部、研究科等を卒業し、技術士法に規定された技術士(技術士登録前の第二次試験合格者を含む)

(2) 京都大学の役員、教職員及びこれらの職にあった者で、技術士法に規定された技術士（技術士登録前の第二次試験合格者を含む）

(3) その他会長が認めた者

**2. 準会員は次号に掲げる個人とする。**

(1) 京都大学の学部、研究科等を卒業し、技術士法に規定された第一次試験合格者

(2) 京都大学の役員、教職員及びこれらの職にあった者で、技術士法に規定された第一次試験合格者

(3) その他会長が認めた者

## 役員

### 【第5条】

1. 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。 **役員は正会員をもって、これに任ずる。**

(1) 会長

(2) 副会長 若干名

(3) 代表幹事 1名

(4) 副代表幹事 若干名

(5) 幹事 10名以上

(6) 監事 若干名

2. **前号**に定めるもののほか、必要に応じ、会長代行、参与、顧問、名誉会長その他の役員を置くことができる。

## 役員を選任

### 【第6条】

1. 会長は、**原則として**京都大学理事または理事経験者をもって充てる。

2. 会長代行、副会長、参与、代表幹事、副代表幹事、幹事及び監事は、**正会員**の中から会長が指名した者とする。

## 役員の仕事

### 【第7条】

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長および会長代행을補佐する。

3. 代表幹事は、会務の執行を総括し、事務局を統括する。

4. 副代表幹事は、代表幹事を補佐する。

5. 幹事は、事務局と連携し、本会の事業の企画・推進を行う。

6. 監事は、本会の業務の執行を監査し、役員総会に報告する。

## 任期

### 【第8条】

役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 会議

### 【第9条】

本会の会議は、役員総会及び幹事会とする。

## 役員総会

### 【第10条】

1. 役員総会は、会長、副会長、代表幹事、副代表幹事及び幹事で組織する。
2. 役員総会は、本会の運営及び事業の実施に係る重要な事項を審議する。
3. 会長は、役員総会を毎年1回以上招集し、その議長となる。
4. 役員総会は、第1項に掲げる役員過半数が出席(委任を含む)しなければ、議事を開き、議決することができない。
5. 役員総会の議事は、出席者(委任を含む)過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。
6. 役員総会は、メールによる会議でも行なうことができる。

## 幹事会

### 【第11条】

1. 幹事会は、代表幹事、副代表幹事及び幹事で組織する。
2. 幹事会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 会員の入会及び退会に関する事項
  - (2) 役員総会に提案する議事に関し必要な事項
  - (3) 本会の事業の企画、立案、実施等に関する事項
3. 代表幹事は、幹事会を招集し、その議長となる。
4. 幹事会は、幹事の過半数が出席(委任を含む)しなければ、議事を開き、議決することができない。
5. 幹事会の議事は、出席者(委任を含む)の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。
6. 幹事会は、メールによる会議でも行なうことができる。

## 事務局

### 【第 12 条】

本会に事務局を置く。

## 会則の改正

### 【第 13 条】

この会則は、役員総会において第 10 条第 1 項に定める役員の過半数の議決により改正することができる。

## 雑 則

### 【第 14 条】

この会則に定めるもののほか、本会の運営及び事業の実施等に関し必要な事項は、役員総会の議を経て、会長が定める。

## 附 則

---

### 附則 1

この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

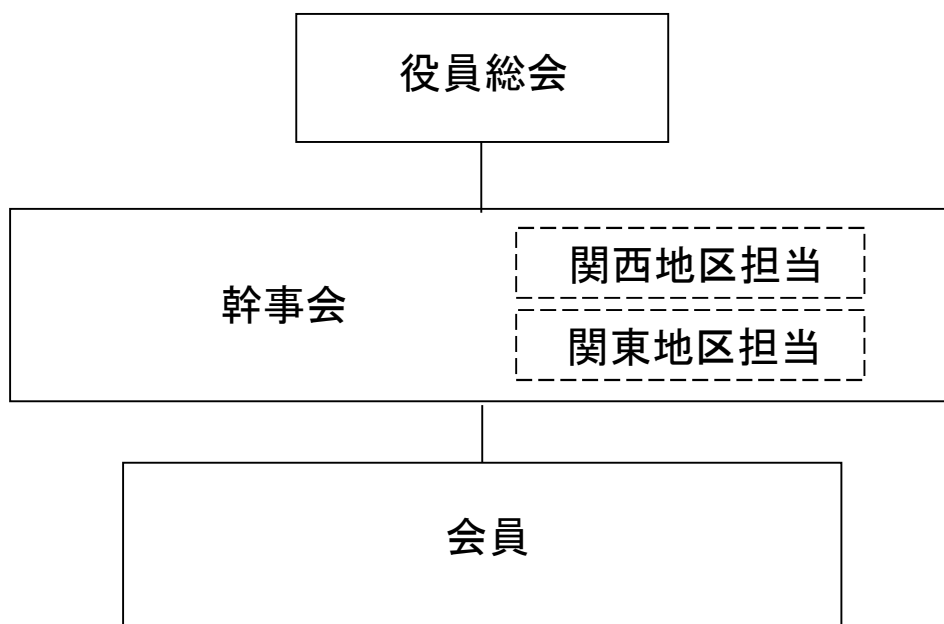
### 附則 2

この会則の改正は、平成 26 年 9 月 6 日の第 2 回役員総会で成立し、以後施行するものとする。  
(副代表幹事の追加(第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 10 条、第 11 条))

### 附則 3

この会則の改正は、平成 31 年 3 月 12 日の第 1 回役員総会メール審議で成立し、以降施行するものとする。(正会員と準会員の追加(第 4 条)、役員資格規定の追加(第 5 条、第 6 条))

## 組織機能図



(平成 25 年 4 月 1 日現在)